

NRA-PKI クライアント証明書 利用約款

日本 RA 株式会社(以下、「当社」という)および第 2 条第 3 号に定義される「利用者管理組織」ならびに第 1 条第 2 項に定義される「利用者」および「信頼当事者」は、法的に拘束されることを意図し、次のとおり合意する。

第1条 約款の適用

1. この NRA-PKI クライアント証明書利用約款(以下、「本約款」という)は、本約款に基づいて第 2 条第 3 号に定義される「利用者管理組織」が本サービス(第 2 条第 1 号に定義される。以下同じ)の利用を本約款および「NRA-PKI 統合認証基盤認証局運用規程(以下、「CPS」という)」に同意した上で申し込み、「利用者管理組織」が本サービスを利用する場合に適用されるものとする。
2. 第 2 条第 3 号に定義される「利用者管理組織」は、本約款および CPS の内容に同意し、自己の役員または従業員の中から選定した「利用者管理組織」を代表して本サービスの利用を当社に申し込む者(以下、「申込責任者」という)にもこれを精読させ、かつ同意させた上で申込責任者をして当社所定のサービス申請書(電磁的記録によるものを含み、以下、「申請書」という)を提出させるものとする。また、「利用者管理組織」は、利用者管理組織によって配付された証明書を導入し、証明書を用了デバイス認証を行うデバイスを利用または管理する者(以下、「利用者」という)、利用者管理組織の指示または定めにより証明書、CRL(第 2 条第 1 号に定義される。以下同じ)の全部または一部を信頼し、利用する認証デバイスを適切に管理する者(以下、「信頼当事者」という)が証明書を導入または利用する前に、本約款および CPS に同意させ、これを遵守させなければならない。
3. 本約款は、前項に基づき「利用者管理組織」をして本約款および CPS に同意せしめられた利用者、信頼当事者にも適用されるものとし、利用者管理組織は、本約款および CPS に基づいて本サービスを利用する過程における利用者、信頼当事者によるすべての行為およびその結果について一切の責任を負うものとする。
4. 本約款は、申請書を提出した日から利用者管理組織を拘束し、証明書または CRL を取得したときから利用者および信頼当事者を拘束する。なお、CPS は本約款の一部を構成するものとする。

第2条 定義

本約款にて別段の定義がなされていない限り、本約款においては、以下の用語は以下の意味で用いられるものとする。

- (1)「本サービス」とは、当社の「NRA-PKI クライアント証明書」で提供される、デバイス認証用証

明書(以下、「証明書」という)の発行申請および失効申請を行うことができるサービス、発行された証明書および証明書失効リスト(以下、「CRL」という)の提供を受け、使用することができるサービスの総称を意味する。

- (2)「本サービス利用期間」とは、当社から提供したライセンス証書に記載の契約期間を意味する。
- (3)「利用者管理組織」とは、本約款およびCPSに同意の上、本サービスの利用を申し込み、当社から本サービスの提供を受けこれを利用するものを意味する。
- (4)「オペレータ責任者」とは、利用者管理組織の役員または従業員の中から利用者管理組織が選任した者であり、本サービスの利用にあたり、オペレータの管理監督を行う者を意味する。
- (5)「オペレータ」とは、利用者管理組織が選任した者であって、オペレータ責任者から証明書の発行、失効を依頼する権限の委譲を受け、オペレータ用 WEB サイトにて証明書の発行、失効の登録を依頼する者を意味する。
- (6)「オペレータ用 WEB サイト」とは、当社が利用者管理組織に提供する WEB サイトの1つであって、オペレータが当社に対して証明書の発行または失効を依頼する WEB サイトを意味する。
- (7)「本 WEB サイト」とは、当社の WEB サイトであって、本約款および本サービスに関する情報が掲載されている WEB サイトを意味する。
- (8)「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、意匠権およびこれらまたはこれらの登録を受ける権利、商標権および商標登録出願により生じた権利、著作権法に基づき保護される権利、ならびに不正競争防止法に基づき保護される権利のいずれかまたはこれらを総称した権利を意味する。
- (9)「認証局」とは CPS に定める「認証局」を意味する。
- (10)「登録局」とは CPS に定める「登録局」を意味する。
- (11)「本サービス利用料」とは、当社所定の価格表に定める証明書ライセンス料を意味する。
- (12)「システム利用料」とは、当社所定の価格表に定めるシステム利用料を意味する。
- (13)「販売パートナー」とは、当社との契約に基づき本サービスを販売する法人または団体その他の組織をいう。なお、販売パートナーが自己利用を目的に本サービスを対価を支払い利用する場合には、利用者管理組織となる。

第3条 サービス提供の範囲等

1. 当社は、本サービスの利用に係る契約の有効期間中、本条の規定に基づき本約款の内容に同意した利用者管理組織(利用者管理組織をして本約款および CPS に同意せしめられた利用者、信頼当事者を含む)にのみ本サービスを提供するものとし、利用者管理組織および利用者、信頼当事者その他すべての関係当事者は、本約款に従い、これに従ってのみ本サービスを利用することができるものとする。

2. 利用者管理組織および利用者、信託当事者は、当社が事前に利用者管理組織および利用者、信託当事者に対して通知することなく、本約款を改訂することがあることを予め承するものとする。その場合、改定後の本約款は、本WEBサイトに掲載されたとき、または当社が本WEBサイトにて改訂後の本約款の効力発生日を指定したときの該当指定日の、いずれか遅い時期の到来をもって効力を生ずるものとする。ただし、本約款を改訂した場合には、その都度本WEBサイトでその旨および改訂内容を告知するものとする。
3. 本サービスの内容ならびに本サービスを利用した証明書の発行または失効の申請手続きの詳細は、別途当社から利用者管理組織に提供されるマニュアル(以下、「マニュアル」という)に記載することとする。
4. 本約款の規定とCPSの間に齟齬があった場合には、本約款の規定が優先する。

第4条 利用申込

1. 申込責任者は、申請書所定の事項を記入または入力して、当社に提出するものとする。
2. 利用者管理組織は、本サービス申込時に提供した商号、組織名称、所在地、申込責任者その他の情報に変更が発生する場合には、遅滞なくその旨および変更後の情報を当社所定の方法により当社に対して届け出るものとする。利用者管理組織が届出を怠ったことにより、当社からの連絡、通知等が到達せず、または遅延したために利用者管理組織に損害が生じた場合であっても、当社はその責任を負わないものとする。
3. 利用者管理組織は当社に対して、本サービス利用期間ごとに、当社と利用者管理組織との間で別途合意するライセンス数(以下、「契約ライセンス数」という)を超えない範囲で証明書の発行申請を行うことができる。
4. 契約ライセンス数は、本サービスの利用の対価の一部であることを利用者管理組織は認識し、承諾するものとする。したがって、利用者管理組織は、実際の発行申請の有無にかかわらず、契約ライセンス数に応じた本サービス利用料およびシステム利用料を当社に対して支払うものとする。
5. 利用者管理組織は、本サービス利用期間内において、契約ライセンス数の範囲内で証明書の発行、失効を行うことができる。
6. 利用者管理組織は、契約ライセンス数を超えて利用を希望する場合、当社に追加申請を行う必要がある。
7. 利用者管理組織は、契約ライセンス数の中で利用者の登録削除を行い、適切に管理を行わなければならない。
8. 利用者管理組織は証明書を複製せず、利用者に複製して使用させてはならない。

第5条 契約期間

1. 本約款の有効期間は、本サービス利用期間と同一とする。
2. 本約款においては、利用者管理組織による本サービスの利用は、本サービス利用期間に限

り許諾されるものとする。なお、利用者管理組織が当社から本サービスの無償利用を許諾された場合には、当該期間についても本サービスの利用が許諾されるものとするが、当該期間中も本約款および CPS が適用されるものとし、利用者管理組織は本約款および CPS の内容に同意し、これを遵守するものとする。

3. 前二項の規定にもかかわらず、当社が利用者管理組織に対する本サービスの提供を不相当と判断し、その旨を利用者管理組織に通知したときには、当該通知を発行した時点で本サービスの利用に係る契約を解除し、本サービスの提供を停止するものとする。

第6条 利用者管理組織による表明保証

1. 本サービスの利用に際して、利用者管理組織は当社に対して以下の各事項を表明し、かつ保証するものとする。

- (1) 利用者組織は、日本国の法律に基づき登記をされた法人格を有する法人であり、自らの登記簿謄本（登記事項記載証明書）に記載または記録される事実はいずれも、本サービスの利用に係る契約の有効期間中、真実かつ正確であること。
- (2) 利用者管理組織は、本サービスの利用に係る契約を締結し、または本約款および CPS に基づいて義務を履行する完全な権利、能力を有すること。
- (3) 各種申請書の記載内容が真実かつ正確であること。

2. 利用者管理組織が前項に違反した場合には、当社は直ちに本サービスの利用に係る契約を解除して、利用者管理組織に対する本サービスの提供を直ちに停止することができる。

第7条 当社の役割および義務

当社は本サービスを提供するにあたり、認証局を管理するものとしての役割を果たし、CPS に定める認証局として負うべき当社の義務を履行するものとする。

第8条 利用者管理組織の役割および義務

1. 利用者管理組織は、本約款および CPS に定める役割および義務のほか、次の役割および義務を負うものとする。

- (1) 本サービスの申込時における真正かつ正確な情報を当社に提供すること。
- (2) 本サービスの申込時に提供した情報（商号、オペレータ責任者、オペレータなどを含むがこの限りではない）に変更が生じる場合、第4条第2項の規定に基づき当該変更情報を当社に届け出ること。
- (3) 当社に対し第13条第1項に定める本サービス利用料等その他の有償サービスを利用する場合の利用料を支払うこと。

- (4) 証明書および秘密鍵の用途を遵守すること。
 - (5) 第 11 条第 1 項に定める事由が生じたときは速やかに失効を行うこと。
 - (6) 有効期間が満了した証明書および失効された証明書を使用しないこと。
 - (7) 本サービスの利用に係る契約が解除された場合、本サービス(発行済みの証明書、CRL を含む)を使用しないこと。
 - (8) 信頼当事者に認証デバイスの適切なアクセス制御管理を行うことを遵守させること。
 - (9) 関連法規制を遵守すること。
 - (10) 利用者管理組織が申請書に記入した事項、本サービスの利用に関する当社からの問合せに応答すること。
2. 利用者管理組織は、利用者および信頼当事者に本約款および CPS の内容を周知徹底し、本約款および CPS の内容につき利用者および信頼当事者の同意を取り付け、かつ利用者および信頼当事者をして本約款の内容を遵守させ、利用者および信頼当事者によるすべての行為およびその結果について一切の責任を負うものとする。
 3. 利用者管理組織は、CPS に基づき登録局を運営するものとする。
 4. 利用者管理組織は、本サービスにかかわる業務の運用について、認証局の管理上当社が必要と認めた場合、当社の要求に応じて、当社が法令に違反しない限りにおいて監査を行うことに同意する。また利用者管理組織は、当社による監査の結果に従い、業務改善その他必要な処置を講ずることに同意する。なお、当社は監査の実施については利用者管理組織に対して事前に通知する。
 5. 利用者管理組織は、当社による監査の結果、当社が書面をもって是正を求めたときは、業務改善その他必要な処置を講ずることに同意する。なお、当社が当該是正を求める通知後、30 日間を経過した後においても業務改善その他必要な処置が実施されない場合、当社は利用者管理組織が発行したすべての証明書を失効し、また利用者管理組織との間の本サービスの利用に係る契約を解除することができる。
 6. 利用者管理組織は、本約款に定める義務を履行することにより、当社が利用者管理組織の営業、事業または経営上の安定性、真実性を保証したものではなく、かつ危険を引き受けたものでもないことに同意する。

第9条 利用者の役割および義務

1. 利用者は、本約款および CPS に別段定められている役割および義務の他、次の役割および義務を負うものとする。
 - (1) 証明書および秘密鍵の用途を遵守すること。
 - (2) 秘密鍵およびパスワードの機密性ならびに完全性を確保するための厳重な管理を行うこと。
 - (3) 有効期間が満了した証明書および失効された証明書を使用しないこと。

(4)本サービスの利用に係る契約が解除された場合、発行済みの証明書を使用しないこと。

2. 利用者管理組織は利用者に第1項について同意させこれを遵守させなければならない。

第10条 信頼当事者の役割および義務

1. 信頼当事者は、本約款およびCPSに別段定められている役割および義務の他、次の役割および義務を負うものとする。

(1)ネットワーク機器またはサーバ機器の適切な認証およびアクセス制御の設定、維持管理を行うこと。

(2)本サービスの利用に係る契約が解除された場合、CRLを使用しないこと。

2. 利用者管理組織は信頼当事者に第1項について同意させこれを遵守させなければならない。

第11条 証明書の失効

1. 利用者管理組織は、以下のいずれかの事由が生じた場合、該当する証明書を失効しなければならない。

(1)利用者管理組織が本約款またはCPSに違反し、証明書を発行していたことを自ら発見した場合。

(2)利用者管理組織が承認していない発行申請に基づき発行された証明書を発見した場合。

(3)利用者に配付した秘密鍵が危殆化または危殆化の可能性があることを知り得た場合。

(4)利用者に配付した秘密鍵または証明書の不正使用もしくは不正使用の可能性があることを知り得た場合。

(5)利用者以外の者へ証明書が不正に配付されたことを知り得た場合。

(6)利用者に配付した証明書の内容が事実と異なることを知り得た場合。

(7)利用者に配付した証明書の内容に変更が生じた場合。

(8)利用者が証明書を導入したデバイスの利用を中止する場合。

(9)利用者が証明書の利用を停止する場合。

(10) 利用者管理組織が本サービスの利用に係る契約の解除を希望する場合。

2. 当社は、以下のいずれかの事由が生じた場合、当社が適当と認めた証明書を失効することができる。

(1)利用者の証明書の内容が事実と異なることを合理的な証拠に基づき知り得た場合。

(2)利用者の証明書が不正に使用されていることを合理的な証拠に基づき知り得た場合。

- (3) 利用者の秘密鍵が、危殆化もしくは危殆化の可能性があることを合理的な証拠に基づき知り得た場合。
 - (4) 当社が CPS に準拠せずに証明書を発行した場合。(ただし、これに該当する場合、当社は無償で正規の証明書を再発行するものとする)
 - (5) 利用者管理組織が承認していない発行申請に基づき証明書が発行されていたことを合理的な証拠に基づき知り得た場合。
 - (6) 利用者管理組織が本約款または CPS に違反し、当社がその違反の是正を求める通知を送した後、7日間を経過した後においても違反が是正されなかった場合。
 - (7) 利用者管理組織が当社所定の請求条件に反して料金を支払わない場合。
 - (8) 第 20 条に基づき本約款が失効した場合。
 - (9) 第 21 条に基づき当社が本サービスの利用に係る契約を解除した場合。
 - (10) 本サービスの利用に係る契約が解除された場合。
 - (11) 認証局の秘密鍵が危殆化もしくは危殆化の可能性を確認した場合。
 - (12) 当社が認証業務を終了する場合。
3. 前項第 6 号ないし第 11 号に基づく失効と同時に、当社は利用者管理組織および利用者管理組織により管理されている利用者、信頼当事者に対する証明書および CRL を使用する権利を失わせることができるものとする。

第12条 利用者管理組織からの問い合わせ対応

当社は、本サービス申込時に登録された利用者管理組織のオペレータ責任者、オペレータからオペレータ用 WEB サイトの利用方法に関する問い合わせなど、本サービスに関する問い合わせがあった場合には、当社の営業時間内において、速やかに対処するものとする。万一、利用者管理組織を介することなく利用者および信頼当事者からの直接の問い合わせがあったとしても、当社はこれに応じないものとする。ただし、利用者管理組織が販売パートナーを通じて、本サービスを購入した場合、本条において、「当社」とあるのは「販売パートナー」と読み替えるものとする。

第13条 料金の請求

1. 当社は利用者管理組織に対して、別途提示する当社所定の価格表に従い申請書に申し込みのあった契約ライセンス数に基づく本サービス利用料およびシステム利用料ならびにその他当社と利用者管理組織との間で合意した報酬等(以下、「本サービス利用料等」という)を、本サービス利用期間の開始日(本サービス利用期間中に契約ライセンス数が超過した場合には当該超過分の申請日の翌日)の属する月の月末に申請書記載の請求書送付先に請求する。ただし、請求書に当社の販売パートナーの記載がある場合については、利用者管理組織と当社の販売パートナーとで合意された条件により、当社販売パートナーから利用者管理組織へ本サービス利用料等を請求する。

2. 利用者管理組織は、前項の請求に基づき、請求内容を確認の上、請求月の翌月末までに本サービス利用料等を支払う(当該支払いに手数料が発生する場合には、当該手数料は利用者管理組織の負担とする)ものとする。ただし、前項ただし書きに該当するときは、利用者管理組織は、当社の販売パートナーに対する本サービス利用料等の支払いをもって、当社に対する本サービス利用料金等の支払いがあったものとみなし、当社に対する責を免れるものとする。万一、当社の販売パートナーによる期限までの本サービス利用料等の支払いが当社に対して実行されないときは、当社は利用者管理組織に対して本サービス利用料等を直接請求することができ、利用者管理組織は当社に本サービス利用料等を支払うものとする。
3. 利用者管理組織は、本サービスの利用に係る契約の更新時に契約ライセンス数の変更を希望する場合、当社との間で別途協議の上、当社指定の方法により変更することができるものとする。
4. 利用者管理組織のインターネット接続にかかる機器類およびソフトウェアなどの調達・設定および通信にかかる費用については利用者管理組織の負担とする。
5. 第5条第3項、第6条第2項、第8条第5項、第21条および第25条第1項の規定に基づき本約款が終了した場合であっても当社は本サービス利用料等の返金を行わないものとする。

第14条 知的財産権の保有

利用者管理組織および利用者、信託当事者は、当社または本サービスに関する当社の仕入先またはライセンサーが、本サービスを提供するシステムおよび証明書に関する発明、考案、意匠、創作に関して発生する特許、実用新案、意匠、商標、著作権その他の知的財産権の一切を有していることを認め、これに対して何らの異議を述べないものとする。利用者管理組織および利用者、信託当事者は、本サービスを提供するシステムおよび証明書、CRLその他本約款に基づき当社が利用者管理組織および利用者、信託当事者に対して提供する本サービスについて、知的財産権に関し、本約款の締結によっていかなる権利も取得するものではないものとする。

第15条 暗号化方法、保全義務

1. 利用者管理組織は以下を承認し、合意するものとする。
 - (1)オペレータ用の証明書に記載された公開鍵と対をなす秘密鍵の管理・保全を自己の責任において行うこと。
 - (2)オペレータ用の証明書の秘密鍵が漏洩、またはその可能性を確認したときは、自己の責任において当社に直ちに通知を行うこと。
 - (3)利用者からの失効の通知に対し、自己の責任において速やかに失効の申請を行うこと。
2. 利用者管理組織は利用者に以下を同意させ、遵守させるものとする。

- (1) 証明書記載の公開鍵と対をなす秘密鍵の管理・保全を自己の責任において行うこと。
- (2) 秘密鍵が漏洩、またはその可能性を確認したときは、自己の責任において利用者管理組織に直ちに失効の通知を行うこと。

第16条 保証の制限

1. CPS に明文の規定がある場合を除き、当社が提供する本サービス(証明書、CRL を含む)に関し、当社は明示か黙示かを問わず、他の権利を侵害しないこと、商品性または特定目的への適合性を含む事項等の一切の表明および保証を行わない。また利用者管理組織は本サービスを現状有姿で利用することに同意し、また利用者、信託当事者に本サービスを現状有姿で利用することに同意させ、ならびに自己のみの判断で、かつその責任において利用するものとする。
2. 当社は、明示か黙示かを問わず以下の事項を保証しないものとする。
 - (1) 本サービスが中断しないこと。
 - (2) 本サービスが欠陥なく提供されること。

第17条 利用停止

1. 利用者管理組織は、以下のいずれかの事情がある場合には、本サービスの全部または一部を当社において利用停止することがあることを予め了解するものとし、また以下のいずれかの事情がある場合には、本サービスの全部または一部を当社において利用停止することがあることを利用者、信託当事者に予め了承させるものとする。
 - (1) システムメンテナンスの実施をする目的で、本WEB サイト上において掲載することにより、または利用者管理組織が申し込み時に登録した電子メールアドレス宛に電子メールを送付することによって事前に停止期間を通知した場合。
 - (2) 本サービスの機能に障害が発生し、または発生した可能性があり、直ちに原因究明および修復を行う必要があると当社が判断した場合。
 - (3) 本サービスに第三者が不正アクセスをし、または不正アクセスをした可能性があり、直ちにその対処を行う必要があると当社が判断した場合。
 - (4) その他、当社が利用者管理組織および利用者、信託当事者、または当社の権利を保護するために合理的に本サービスの停止が必要であると判断し、事前に本WEB サイト上において、または利用者管理組織が申し込み時に登録した電子メールアドレス宛に電子メールを送付することによってその旨の通知をした場合。
2. 当社が本約款に基づき本サービスを一定期間利用停止にすることによって、利用者管理組

織および利用者、信託当事者に何らかの損害が発生した場合といえども、当社は、その損害について一切の責任を負わないものとする。

第18条 責任と損害額の制限

1. 本約款に定める他の規定にかかわらず、本サービスに関して当社が負担することのある損害賠償の限度額は、利用者管理組織が支払うべき契約ライセンス数に応じた本サービス利用料およびシステム利用料から、当該本サービス利用料およびシステム利用料を月割りした上で本サービスの申込日の属する月から損害が発生した日の属する月までの月数分に相当する金額を差し引いて算出される金額を超えないものとする。
2. 当社は、利用者管理組織および利用者、信託当事者に対し、一切の間接損害、特別損害、懲罰的損害、付随的損害または派生的損害について、たとえそれらが予見可能であったとしても、何らの責も負わない。

第19条 補償および免責

1. 利用者管理組織は、自己または自己が管理する利用者が、以下のいずれかに該当し、これに起因して信託当事者、その他第三者に対して損害を被らせたときは、自らの費用負担と責任においてかかる損害を賠償し、当社およびその役員、従業員、代理人および関係会社（以下、これらを総称して「当社関係者」という）を、かかる第三者が被った損害に関する訴訟、請求等に起因する一切の損害（弁護士費用を含む）から免責するとともに、当社関係者に対し、一切の迷惑をかけないことを確約するものとする。
 - (1) 本約款または GPS に違反して、証明書、CRL を利用した場合。
 - (2) 証明書、CRL を偽造、変造、改竄または改変した場合。
 - (3) 利用者管理組織および利用者が第 8 条および第 9 条に違反していた場合。
 - (4) 利用者の秘密鍵の管理に不備があった場合。
 - (5) オペレータの秘密鍵の管理に不備があり、正規のオペレータ以外の者による本サービスの不正利用があった場合。
2. 前項各号のいずれかに該当し、利用者が当社関係者に損害を与えた場合には該当する利用者を管理している利用者管理組織は自らの費用と責任で、かかる損害を賠償するものとする。
3. 利用者管理組織は、自己または自己が管理する信託当事者が、第 10 条に違反していた場合、これに起因して利用者、その他の第三者に対して被らせた損害について自らの費用負担と責任においてかかる損害を賠償し、当社関係者を、かかる第三者が被った損害に関する訴訟、請求等に起因する一切の損害（弁護士費用を含む）から免責するとともに、当社関係者に対し、一切の迷惑をかけないことを確約するものとする。

第20条 契約の失効

本サービスの利用に係る契約は、性質上当然に本サービスの利用に係る契約の失効後も有効に存続する条項を除き、以下のいずれかの場合に効力を失うものとする。

- (1) 本サービスの利用に係る契約の有効期間が満了した場合。
- (2) 本約款第5条第3項に該当する場合
- (3) 第21条の規定または他の理由により本サービスの利用に係る契約が解除された場合。

第21条 契約の解除

当社は、利用者管理組織(本約款およびCPSに同意し利用者管理組織の管理にされる利用者を含む)に以下のいずれかの事由が生じた場合には、何らの催告を要せず本サービスの利用に係る契約の全部または一部を解除することができる。なお、この場合でも当社は既に支払いを受けた代金を返金しないものとする。

- (1) 本約款またはCPSに違反した場合。
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合。
- (3) その資産の一部または全部に対して差押え、仮差押え、仮処分または競売の申立てを受けた場合。
- (4) 支払いの停止または破産手続き開始、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、特別清算開始その他のこれに類似する法的整理手続き開始の申立てがあった場合。
- (5) 解散の決議を行いまたは解散命令を受けた場合。

第22条 譲渡

利用者管理組織(本約款およびCPSに同意し利用者管理組織に管理される利用者を含む)は、本約款上の地位、本約款から派生する権利または義務、および証明書を譲渡することはできない。本条項に違反して譲渡しようとしても、それは無効である。当社は利用者管理組織に通知することにより、本約款上の地位、本約款から派生する権利または義務を第三者に譲渡することができるものとする。

第23条 秘密情報の管理

1. 利用者管理組織が当社に対して証明書の発行申請、失効申請のために提供した情報、および本約款の一方当事者(以下、「開示当事者」といい、前述の情報を開示した「利用者管理組織」も含むものとする。以下同じ)が他方当事者(以下、「受領当事者」といい、前述の情報を受領した「当社」も含むものとする。以下同じ)に対して秘密であることを明示して開示した情報については、受領当事者はこれらを「秘密情報」として、秘密として管理し、かつ第三者に開示または漏洩してはならないものとする。ただし、(a)開示当事者が受領当事者に対して開示

した時点で公知である情報、(b)開示当事者の開示前に受領当事者がすでに知っていた情報、(c)受領当事者が独自に開発した情報、(d)開示当事者以外の第三者から、開示当事者との間の守秘義務に違反することなく入手した情報については、「秘密情報」に含まれないものとする。

2. 受領当事者は、秘密情報を本約款の目的以外の目的で使用してはならない。
3. 受領当事者は、秘密情報が開示当事者の許諾なく第三者に対して開示または漏洩されたことを知った場合には、直ちに開示当事者にこの旨を通知して、その対策および原因究明を協議しなければならない。
4. 本サービスの利用に係る契約が期間の満了により終了し、または本サービスの利用に係る契約が解除された場合、受領当事者は、本サービスの利用に係る契約の終了または解除日の翌日から起算して1週間以内に開示当事者から返却の要請がない限り、開示当事者から受領した秘密情報を廃棄するものとする。また本サービスの利用に係る契約の終了または解除後は、受領当事者は開示当事者の承諾がない限り、いかなる目的であっても、秘密情報を利用してはならないものとする。ただし、本サービスの利用に係る契約の期間満了後または解除後に証明書の失効作業が発生する場合には、当該失効作業に関する限り、当社はかかる秘密情報を利用することができる。
5. 前項本文の規定にもかかわらず、当社が本サービス提供の過程で、またはこれに関して利用者管理組織から入手した情報(かかる情報に加えて、オペレータ用WEBサイトを通じてオペレータから入手した証明書の発行申請または失効申請それ自体も含まれる)および利用者に対して発行された証明書自体については、当社は、当社の監査証跡を保管する目的で、本サービスの利用に係る契約が期間の満了により終了し、または本サービスの利用に係る契約が解除された後もこれを利用、保管することができるものとする。

第24条 第三者による情報の取り扱い

当社は、利用者管理組織(本約款およびCPSに同意し利用者管理組織に管理される利用者を含む)の情報を本サービスの提供に必要な範囲内に限り、第三者に取り扱わせることができるものとする。また当社は、法令、裁判手続、行政官庁からの正当かつ合理的な要求に基づき利用者管理組織の情報の提出を求められた場合には、その要求に従うことができるものとする。ただし、この場合において、当社がかかる要求に従った場合には、その旨、提供先および提供した情報の内容を遅滞なく利用者管理組織に通知するものとし、利用者管理組織は必要に応じて利用者に通知するものとする。

第25条 反社会的勢力の排除

1. 当社は利用者管理組織および利用者、信頼当事者が次の各号に該当した場合には、何らの通知、催告も要さず直ちに本サービスの利用に係る契約および本約款に関連する契約を解除することができるものとする。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動・政治活動等標ぼうゴロ、その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という)であるとき、または反社会的勢力であったとき、その他それに準じた合理的事由が認められるとき。
 - (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき。
 - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (4) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用していると認められるとき。
 - (5) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。
 - (6) 代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者が反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (7) 自らまたは第三者を利用して、当社に対して暴力的または威迫的行為、もしくは風説を流布し、偽計または威力を用いて当社の名誉や信用等を毀損し、または毀損する恐れのある行為等を行ったとき。
 - (8) 自らまたは第三者を利用して、当社の業務を妨害、または妨害する恐れのある行為をしたとき。
2. 本条により本サービスの利用に係る契約および本約款に関連する契約を解除した場合は、第 23 条第 4 項(ただし書きを除く)の定めによらず、受領当事者は開示当事者から受領した秘密情報を廃棄するものとし、開示当事者から返却の要請を受け付けないものとする。
 3. 第 1 項の規定により本サービスの利用に係る契約および本約款に関連する契約を解除した場合には、利用者管理組織および利用者、信託当事者に損害が生じても当社は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、またかかる解除により当社に損害が生じたときは、利用者管理組織はその損害を賠償するものとする。

第26条 輸出関連法令の遵守

利用者管理組織および利用者、信託当事者は、当社が提供する本サービスの利用に際し、輸出行為等を行う場合には、外国為替および外国貿易法その他輸出関連法令を遵守し、また本サービスの利用を行う当該国において定められている暗号関連法規等についても遵守し、自らの責任において必要な手続きをとるものとする。なお、米国輸出関連法等外国の輸出関連法令の適用を受け、所定の手続きが必要な場合も同様とする。

第27条 独立当事者としての関係

利用者管理組織もしくは利用者、またはオペレータ責任者もしくはオペレータ(以下、本条において「これらの者」という)は、いずれも当社の代理人、依頼人、従業員または雇用主の関係にある

ものではなく、当社とこれらの者の関係において、一方当事者の行動の法的効果が他方当事者に帰属、または一方当事者の行動によって他方当事者が自動的に拘束される関係にはないものとする。

第28条 分離可能性

本約款のいずれかの情報の全部または一部が、無効と判断された場合であっても当該条項は、本約款の他の条項の効力にいかなる影響もあたえず、本約款自体および他の条項はいずれも有効に存続するものとする。

第29条 完全合意

本サービスの利用に係る契約は、本サービスの利用に関する利用者管理組織との間の完全なる合意を形成するものとし、口頭または書面を問わず、利用者管理組織と当社との間で本サービスの利用に係る契約の合意以前にまたは本サービスの利用に係る契約の合意日現在なされたすべての表明、了解、通知および了解に取って代われ、かつそれらに優先するものとする。

第30条 準拠法、裁判管轄

本約款は、日本法に従い解釈されるものとする。本約款に関連する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第31条 不可抗力

天災地変、戦争、内乱、裁判所の命令、労働争議その他これらに類似する事態で当社の合理的な支配を越えた事由により、当社の本約款上の義務の履行が一部または全部遅延した場合には、当社は当該遅延期間について本約款上の義務の履行を免れ、利用者管理組織および利用者、信頼当事者、その他の第三者に対し、何らの責任も負わない。

第32条 通知

利用者管理組織から当社宛のすべての通知は、本約款に特に定める場合を除いて書面によりなされるものとし、以下の住所宛に郵送され当社が受領した場合に到達したものとみなす。

宛先: 〒105-0021 東京都港区東新橋2丁目1番6号 プリプラビル 5F

日本 RA 株式会社 NRA-PKI クライアント証明書サポート窓口

第33条 存続条項

本約款第8条(利用者管理組織の役割および義務)、第9条(利用者の役割および義務)、第14条(知的財産権の保有)、第16条(保証の制限)、第18条(責任と損害額の制限)、第19条(補償および免責)、第22条(譲渡)、第30条(準拠法、裁判管轄)、および第31条(不可抗力)の規定

は、本約款終了後も有効とする。

[以下余白]